

令和5年第1回設楽町議会臨時会会議録

令和5年4月27日第1回設楽町議会臨時会が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 原田純子	2 村松純次	3 七原 剛
4 原田直幸	5 今泉吉人	6 金田敏行
7 金田文子	8 高森陽一郎	10 田中邦利
11 加藤弘文	12 山口伸彦	

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	原田 誠	企画ダム対策課長	村松 一
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	村松浩文
産業課長	今泉伸康	保健福祉センター所長	依田佳久
建設課長	松井良之	町民課長	小川泰徳
財政課長	関谷 恭	教育課長	遠山雅浩
出納室長	今泉 宏		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 加藤直美

5 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告
日程第4	請願訂正の届出について
日程第5	承認第1号 専決処分の承認について
日程第6	承認第2号 専決処分の承認について
日程第7	議案第29号 委託契約の締結について
日程第8	議案第30号 委託契約の締結について
日程第9	請願第1号

沖・駒地区における風力発電所建設計画の中止を求める請願
(総務建設委員長報告) (追加)

日程第10 発議第3号

設楽町 沖・駒地区における風力発電所建設計画を許可しないことを求める意見書
(追加)

会 議 録

開会 午後9時00分

議長 おはようございます。ただいまから会議を始めます。ただいまの出席議員は、11名です。定足数に達しておりますので、令和5年第1回設楽町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議長 まず、はじめに町長の挨拶をお願いいたします。

町長 皆さんおはようございます。年度初め、そして議員の皆さんにとっては任期の最後の議会ということで、朝早くからお集まりをいただきまして、ありがとうございました。

今年は少し春が早く来るのかと思いましたが、また今は少し寒い日が続いておりますので、体調管理に十分御留意をいただいております。よろしくお願いいたします。

設楽町でも先週議会議員の選挙が行われました。また、引き続き町政を担っていただける方、そしてまた、新たなステージにチャレンジされる方とおみえでありますけれども、いずれの立場になられましても、これからの設楽町の発展にお力添えをいただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今日は、継続審議となっておりました請願1件、そして専決処分について2件、契約の締結について2件を上程させていただいております。適切な御審議をいただき、御議決いただきますようお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

議長 本臨時会の議会運営並びに議事日程を、議会運営委員長より報告願ひます。

10 田中 皆さん、おはようございます。令和5年第1回臨時会の運営につつま

しては、今日議会運営委員会を開催いたしまして、審査したものでありますから結果を報告いたします。

日程第1、日程第2は、従来どおりであります。

日程第3「諸般の報告」は、議長より例月出納検査の結果報告について報告があります。

日程第4、「請願訂正の届出について」から順次1件ごとに上程しますが、日程第7、議案第29号から日程第8、議案第30号までの2議案は一括上程をします。いずれの案件も、本日採決といたします。詳細は、お手元に配付の議案等審議一覧のとおりであります。

以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第1 「会議録署名議員の指名について」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番金田文子君及び8番高森陽一郎君を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

議長 日程第3、「諸般の報告」を行います。

議長として、例月出納検査結果についてを報告をします。

監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和5年3月実施分と4月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、「請願訂正の届出」についてを議題とします。

お諮りします。請願訂正の届出については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、訂正の届出については委員会付託を省略することが決定いたしました。

お諮りします。ただいま議題となっております「請願訂正の届出」を、許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

「請願訂正の届出」は、許可することに決定いたしました。

お諮りします。この問題は、総務建設委員会に継続付託となっておりますので、休憩中に委員会のおまとめをお願いしたいと思います。

暫時休憩としたいと思いますと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前9時07分

再開 午後9時35分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま、総務建設委員会委員長から、請願第1号「沖・駒地区における風力発電所建設計画の中止を求める請願」の委員長報告が提出されました。

お諮りします。請願第1号「沖・駒地区における風力発電所建設計画の中止を求める請願」を日程に追加し、日程第9とし、日程順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

請願第1号「沖・駒地区における風力発電所建設計画の中止を求める請願」を日程に追加し、日程第9とし、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第9、請願第1号「沖・駒地区における風力発電所建設計画の中止を求める請願」についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

6 金田(敏) 令和5年第3回総務建設委員会の委員長報告を行います。

令和5年4月27日、第3回総務建設委員会を行いました。出席者は、委員5名全員と、企画ダム対策課長であります。

本請願地、1. 沖・駒地区における風力発電所建設計画の中止を求める請願を審議いたしました。

この議案は、去る3月15日の総務建設委員会で趣旨採択となりました。その後、3月24日の本会議において継続審議となりました。そして、去る4月13日に請願訂正の届出がされたため、4月14日の委員会において審議することができず、4月27日、本日の臨時会で請願訂正の届出が許可されたことを受け審議しました。

審議の内容ですけれども、知事の権限である自然公園に関する許可をしないことを求める内容になっていること、沖駒地区への風力発電の人的な影響や環境問題等を考慮した建設反対意見を尊重すること等を考慮しまして審議いたしました。その結果、採決を行いまして、全員賛成で採択となりました。

以上で委員長報告を終わります。

議長 請願第1号「沖・駒地区における風力発電所建設計画の中止を求める請願」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

請願第1号を、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

請願第1号は、委員長報告のとおり、採択することに決定いたしました。

議長 先ほど、発議第3号「設楽町沖・駒地区における風力発電所建設計画を許可しないことを求める意見書」が提出されました。

お諮りします。発議第3号「設楽町沖・駒地区における風力発電所建設計画を許可しないことを求める意見書」を日程に追加し、日程第10とし、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

発議第3号「設楽町沖・駒地区における風力発電所建設計画を許可しないことを求める意見書」を日程に追加し、日程第10とし、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定いたしました。

資料配付を事務局よりお願いいたします。

[資料配付]

議長 資料がっていない所はないですね。

日程第10、発議第3号「設楽町沖・駒地区における風力発電所建設計画を許可しないことを求める意見書」についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

1 原田(純) 提案理由を申し上げます。

沖・駒地区の豊かな自然環境を生かし、地域住民一丸となり各種イベント、特産品の開発など交流人口の増加を目指し活動している地域住民の思いを届けるため、愛知県知事に対し意見書を提出しようとするものです。

次に、「設楽町沖・駒地区における風力発電所建設計画を許可しないことを求める意見書(案)」の内容を申し上げます。

日本1000名山である愛知県設楽町の段戸高原県立自然公園内、鷹ノ巣山の山頂に、日立パワーソリューションズの風力発電所の建設計画があります。計画の概要は、風車の高さ150メートル、羽根の直径120メートル、定格出力4,200キロワットの巨大な風力発電機を山頂稜線上に8基設置するというものです。

計画を知った住民は「設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例」第3条、7条にのっとり住民集会を開き、全国各地で起こっている風力発電被害の実態や、学者の科学的知見による解説、風力発電先進地ヨーロッパの現状など、情報収集や知識の習得を図り、検討を重ね、その結果、この計画に対し反対の意思を示す請願を、沖駒地区全員のほか町内外署名を集め、設楽町長、設楽町議会に提出しました。

沖駒地区では、この風力発電所建設予定地からわずか1.3キロメートルに民家や事業所があり、1～3キロメートル圏内には沖駒地区や裏谷地区のほとんどが含まれ、さらに4キロ圏内には名倉小学校や名倉保育園、道の駅「アグリステーションなぐら」なども含まれる。

風力発電による自然環境の破壊のみならず、1～4キロ圏内の低周波音による健康被害の可能性を、環境法の予防原則にのっとり主張します。

沖駒地区はここを、一流の里山、田舎町に磨き上げ、移住者を呼び込み、仕事を創って地域を盛り上げたいと、15年以上前から町の地域づくり事業

も利用し、地域総出で丸太小屋プロジェクトなどを立ち上げ、県内外各地から、アウトドア好きな方々や、里山暮らしを考えている方など公募し、一緒に旧駒ヶ原分校でログハウスを作ったり、農作業体験をし、時には山へ入り間伐をし、道路脇を草刈りしたり、長きに渡って多くの方々と楽しみながら交流を深め、外部の方々と共に地域を作ってきました。

昨年、長年の夢であった奥三河広域農道が完成し、新しい形の体験型集客施設もオープンし、植物と庭をメインとする施設や特産品開発も計画されています。

その全ては、綺麗な澄んだ水、爽やかな空気、鳥のさえずりや川のせせらぎ、自然の息吹が聞こえる静寂、標高 900 メートルの涼しい気候など、最高の自然があればこそ達成できる世界である。この自然を宝として、この先多くの方々に来ていただける、自然環境の良さと癒しの地を作っていくものであります。沖駒地区は、かつて僻地、陸の孤島などと言われたこともあったが、これからは素晴らしい一流の田舎になっていきます。自然は何よりの宝であり、誰もが究極に求めるものです。

沖駒に住む住民は、巨大風車のない自然環境の中で、多くの人々に来ていただき、物心両面の豊かさを求めていく方向を選択する決意をしました。

よって、貴職においては沖駒地区における風力発電所計画を許可しないことを求めるものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

愛知県北設楽郡設楽町議会、愛知県知事宛。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

発議第 3 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第 3 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

発議第 3 号は、原案のとおり決定されました。

議長 日程第5、承認第1号「専決処分の承認について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、承認第1号「専決処分の承認について」を説明しますので、資料3ページから4ページを御覧ください。

承認第1号の「専決処分の承認について」は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙「専決処分書」のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会へ報告し、承認を求めるものであります。

本件につきましては、地方税法第404条第2項の規定に基づき、固定資産評価員は、議会の同意を得て選任する事項であります。4月1日付の令和5年度職員定期人事異動により関谷恭君を財政課長に任用するとともに、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者として併せて新たに固定資産評価員に選任するため、専決処分をさせていただいたものであります。

なお、生年月日、住所などは、専決処分書に記載したとおりであります。説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

承認第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第1号の採決をします。採決は起立によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

承認第1号は、承認することに決定いたしました。

議長 日程第6、承認第2号「専決処分の承認について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 続きまして、承認第2号「専決処分の承認について」を説明しますので、資料5ページから6ページを御覧ください。

承認第2号の「専決処分の承認について」は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙「専決処分書」のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会へ報告し、承認を求めるものであります。

で、同条第3項の規定に基づき議会へ報告し、承認を求めるものであります。

本件につきましては、令和5年度の税制改正に伴う「地方税法等の一部を改正する法律」が令和5年3月31日に公布され、原則として本年4月1日から施行されることになりました。これに伴い、町の税条例においても所要な改正が必要となったため、本年3月31日に専決処分したものであります。

今回の税条例における主な改正内容といたしましては、森林環境税の導入に伴う改正として、令和6年度から森林環境税の賦課徴収が個人の町県民税と併せて行われることに伴う所要の修正であります。

軽自動車の関係の改正につきましては、原動機付自転車に係る「三輪以上のもの」の規格の改正。それと、軽自動車税環境性能割の非課税・軽減特例の廃止及びグリーン化特例見直しと特例期限の延長。そして、自動車メーカーの燃費、排ガス試験不正に対する再発防止策の強化であります。

そのほかには、全体的な字句の訂正等の整理などであります。

なお、改正概要、詳細な内容につきましては、財政課長のほうから説明させていただきます。

財政課長 それでは、私のほうから内容について説明させていただきます。

改正の大まかな概要は副町長説明のとおりですが、詳細な内容について説明させていただきます。

改正の条文は、議案の7ページからとなりますが、この内容を表形式にしたものが本日お配りしたA4縦長2枚の資料であります。

タイトルに「設楽町税条例の一部改正の概要」とありますが、説明は、この概要と改正条文の次にある横長の新旧対照表、15ページからとなりますので、その2つの資料を使いますのでよろしく願いいたします。

最初に、概要の表の見方としては、左側に町の税条例の条文、真ん中に対応する地方税法等の法令、右側の改正概要が改正の概要となっております。

施行日につきましては、改正内容により異なっております。概要を御覧ください。概要の2段目の34条の9第2項に、下のほう米印にR6. 1. 1施行とありますが、この米印の記載があるものはその期日が施行日で、何もない改正は、本年、令和5年4月1日からの施行となっておりますので御承知ください。

それでは、概要と新旧対照表15ページを御覧ください。

はじめに、第18条、これにつきましては、規定の整備であります。条例第8条で地方税法を「法」という表記に既にしておりますので、今回地方

税法の改正とは直接関係ありませんけれども、改めるものであります。

次に、34条の9。第1項につきましては字句の修正であります。

続いて第2項です。個人町民税の所得割納税義務者が、確定申告で配当割または株式等譲渡所得割を課された場合に、一定の割合を控除することができます。しかし、控除できなかった金額がある場合は、現行ですと還付するか翌年度の個人住民税に充当、未納金があればそこに充当することになっていきますけれども、令和6年度から市町村個人住民税に合わせて森林環境税の賦課徴収が始まることを受けて、還付すべき金額がある場合は、個人住民税を納付もしくは森林環境税を納入することに変更するものであります。

改正は「充当」という表現を控えまして「納付し、若しくは納入」と一森林環境税は県を通じて国に納付するため「納入」という表現になっておりますけれども、に改めて、令和6年1月1日からの施行となります。

続いて36条の3の2。15ページをめくっていただきまして16ページを御覧ください。

こちらは、内容として2つあります。

1つ目は、第1項の次に第2項を新規に追加するもので、内容としては、給与所得者が年末に給与支払者に扶養控除等申告書を提出していますが、その内容が前年と変更ない場合、扶養者氏名、生年月日等の記載に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができるように改正し、簡素化が図られるものであります。こちらは令和7年1月1日以後に支払いを受ける給与等について実施されます。

2つ目ですが、第2項が新たに追加されたことに伴いまして、現行の第2項から第5項が1項ずつ繰り下がる改正となっております。

続きまして、第38条。まずは見出しに、「方法」から「方法等」になっております。第1項は字句の整理で、第3項は新設となっております。先ほど34条の9で説明したとおり、令和6年度から国税として森林環境税の賦課徴収が始まりますが、徴収方法としては、市町村の個人住民税の均等割に1,000円上乘せとなります。徴収した税は、都道府県を經由して、国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込まれます。この条文の改正始め、この概要の表の下から3段目の47条の6までの改正の施行日は、令和6年1月1日からとなります。ただし、第46条につきましては、令和5年4月1日からとなっております。

続きまして、第41条。ただいま説明した森林環境税の1,000円が、個人町民税の納税通知書の納付額に合算して追加されること、その他は字句の整理です。

その下の、第44条。こちらは、給与所得者に係る個人の町民税の特別徴収についての規定ですが、第1項で均等割額に森林環境税を追加すること及び字句の整理であります。第2項以下、めくっていただきまして18ページ。これにつきましては字句の整理で、「よって」が「より」に変更ということになっております。

19ページを御覧ください。第46条、地方税法施行規則において新しく様式が追加されたことに伴う改正であります。

その次、第47条を御覧ください。第1項は字句の整理であります。

めくっていただきまして、第2項は、会社を退職等した場合、個人町民税が特別徴収から普通徴収に切り替わりますが、既に特別徴収した税額が本来の納める税額を超える場合、その超過分は還付するか、他の税目に未納分があるときは、改正前では地方税法17条の2の規定により、その未納分に充当することとされていましてけれども、森林環境税に関する法律の施行に伴い、地方税法17条の2の2、還付等の充当の特例規定が新設、また第321条の7第2項の規定が改正され、2つとも令和6年1月1日施行であります。市町村徴収金関係過誤納金という扱いになるとともに、過誤納金の還付を受ける者がその過誤納金を未納金の納付または納入すること——実質的には充当なのですけれども、について、市町村に委託したものとみなすこととする改正であります。

続きまして、第47条の2であります。見出しの中の「所得に係る」という文字が余分でしたので、これは削除とさせていただきます。実質の改正は、44条と同様の趣旨で、森林環境税が特別徴収の方法により徴収される公的年金等に係る個人町民税に追加されるものであります。

続きまして、21ページ、47条の6。47条の改正の趣旨と同様ですが、こちらは年金所得者——先ほどは給与だったのですけれども、年金所得者が特別徴収の方法により徴収されないこととなり、普通徴収に切り替わった場合の還付等への扱いに関する改正であります。

続いて、めくっていただきまして、48条と50条でありますけれども、46条の改正同様、地方税法施行規則の様式が追加されたことに伴う改正であります。

概要は、次のページをよろしくお願いたします。次に第82条。この改正は、軽自動車税の種別割の税率の改正です。電動キックボードについて御存じかと思いますが、道路交通法等の改正により現行の原付自転車から区分され、道路運送車両の保安基準第1条第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車として定義されました。定義としては、外部電源を動力源、定格出力が0.6キロワットを超えないもの、最高速度も20キロ以下の自転

車となりますが、現行の 82 条 1 号エの最後にある定格出力が 0.25 キロワットを超えているため、このままですと、いわゆるミニカーに分類され、税額が 3,700 円になります。一般的な 50cc の原付より高くなりますので、エの除外規定に電動キックボードを含む特定小型原動機付自転車を追加し、一番上のアとして分類するものであります。これにつきましては今年の 7 月 1 日施行となります。

続いて 24 ページ。98 条及び 101 条になります。こちらも地方税法施行規則の様式が追加されたことに伴う改正であります。本年 10 月から地方たばこ税も電子申告・電子納付が可能となるために様式が新たに追加されたものであります。

ここからは、附則の改正になります。

附則 8 条。地方税法附則 6 条第 4 項の改正に伴うもので、租税特別措置法第 25 条に規定されている、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税所得割を非課税とする特例の期限を、令和 6 年度までから令和 9 年度までの 3 年間延長するものであります。

続いてその下、附則 10 条。概要欄のとおり、令和 3 年度改正において地方税法附則 64 条を削除する規定の施行日が、令和 5 年 4 月 1 日付となっているため、条文から削除するものであります。

次に、附則 10 条の 2。地方税法附則 15 条第 4 項を削除する改正に伴い項ズレが生じますので、1 項ずつ繰り上げる改正です。併せて、一つ上で説明した条例附則 10 条で、地方税法附則 64 条を削除しておりますので、64 条のことを記載してある第 16 項も削除します。すみません、1 枚めくっていただきまして 26 ページの話になっておりまして、中が 1 項ずつずれるものであります。

続きまして 27 ページ。附則 10 条の 3。地方税法施行規則の改正に伴い、12 項にある地方税法附則第 7 条 13 項を附則第 7 条の 17 項に改めるものであります。

続いて、附則 15 条の 2。右側に「附則 15 条の 2」とありまして、左側が、削除されるということで何もありませんけれども、コロナの関係で、令和 3 年 12 月末までの電気自動車など燃費性能の優れた軽自動車を取得した場合に支払う環境性能割の非課税措置が終了したことに伴う削除であります。

前条で 15 条の 2 が削除されたことに伴いまして、その下に新たに「15 条の 2 の 2」から「15 条の 2」に変更しております。

軽自動車税は現在、環境性能割と種別割の 2 種類ありますが、自動車メーカーが燃費や排ガス試験で不正をした場合、その不正により販売が落ち

込むと税金も落ち込みます。この条文は、落ち込んだ税収のうちの環境性能割分について、その落ち込んだ結果生ずる不足額に加算をして不正をしたメーカーから徴収する特例規定でありまして、これについては令和4年3月以降に発覚した一部メーカーによるトラック・バス用のエンジン不正行為を受けて、その再発防止策として、加算割合を10%から35%に引き上げる改正で、令和6年1月1日の施行であります。これについては28ページが一番上に書いてあります。

続いて、附則15条の6であります。15条の2は電気自動車など特に燃費の良い軽自動車の環境性能割の非課税特例の廃止、こちらはそれ以外の一般的な軽自動車の取得時に支払う環境性能割の税率を、2%を1%に軽減していた特例措置が終了したことに伴う削除であります。

続きまして、附則16条。こちらは、軽自動車税の環境性能割の見直しと併せて種別割も見直すもので、法律の改正に伴い、まず、第3項から第6項まで削除いたしますので、第1項の第8項を繰り上げて第4項にいたします。続いて、燃費性能が優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図るために設けられた税率を軽減するグリーン化特例の期限を3年間もしくは2年間延長する改正であります。先ほどの、4項抜かすというのが29ページ、30ページの上段ぐらまで続いて改正の内容が書いてあります。

続いて、31ページを御覧ください。附則16条の2であります。第1項は、今説明した16条で第3項から第7項を削除した結果、項ズレが生じますのでその改正であります。第3項は、この表の中段、附則15条の2の2の改正で説明した加算割合の引上げについてで、こちらは種別割分についての改正であります。また、15条の2の環境割と同じで、加算割合を10%から35%に引き上げるものであります。

続きまして、17条の2。こちらは優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の特例措置——課税所得が2,000万円以下の場合、税率4パーセント等になる適用期限を3年間延長する改正で、令和5年度までを令和8年度までにする改正であります。

めくっていただきまして、32ページ、最後であります。附則24条。令和4年度の条例改正で附則第25条を削除しましたので、本来一緒に改正すべきものでしたけれども、この条文から「及び第25条」という文言を削除するものであります。

分かりづらかったかもしれませんが、以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

承認第2号の質疑を行います。質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第2号の採決をします。採決は起立によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

承認第2号は、承認することに決定しました。

議長 日程第7、議案第29号「委託契約の締結について」から日程第8、議案第30号「委託契約の締結について」までを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第29号から、議案第30号について、一括して説明をさせていただきます。

今回の委託契約2議案の、令和5年度農業集落排水事業津具地区農業集落排水処理施設等に関する業務委託及び令和5年度農業集落排水事業名倉地区農業集落排水処理施設等に関する業務委託につきましては、いずれも県代行による委託事業ではあるものの、業務内容が地方自治法第96条第1項第5号の規定中の「条例で定める契約」に係る「工事の請負」に当たると、解釈することにより、農業集落排水事業最適整備構想5か年計画に基づき、本年度の施工量及び委託金額を愛知県と協議、調整した結果、資料記載のとおり、それぞれの委託金額を、津具地区が5,190万円、名倉地区が1億68万6,000円として、愛知県から委託申請の承認がされていますので、「設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の5,000万円以上の契約により、本契約の締結にあたり議会の議決を求めるものであります。

はじめに、議案第29号「委託契約の締結について」、津具地区についてを説明しますので、資料33～36ページを御覧ください。

委託事業の内容は、最適整備構想に基づく5か年計画により、老朽化した設備の更新を中心に実施設計業務を始め、中継ポンプ施設、遠方監視装置39か所、処理場施設機械電気設備工事等に係る業務を愛知県へ委託する事業であります。

次に、議案第30号、名倉地区の「委託契約の締結について」を説明しますので、資料37ページから40ページを御覧ください。

委託事業の内容は、同じく最適整備構想に基づく5か年計画により、老朽化した設備の更新を中心に実施設計業務をはじめ、中継ポンプ施設10か所、処理場施設機械電気設備工事等に係る業務を愛知県へ委託する事業であります。

なお、2つの委託内容につきましては、詳しくは生活課長から説明させていただきます。

生活課長 では、説明させていただきます。まずは、議案第29号の35ページを御覧いただきたいと思っております。

3番目、業務の目的といたしまして、津具地区農業集落排水処理施設の老朽化に伴いまして、平成29年度に策定しました最適整備構想に基づき、令和元年度から令和5年度の5か年計画で、耐用年数を超過した設備の更新を中心とした施設の改築事業を実施するもので、今年度がその最終年度となります。

それから、4番、業務概要でございますが、①中継ポンプ施設遠方監視装置39か所ということで、36ページを御覧いただきますと、赤い丸印がついている箇所がその39か所の中継ポンプの位置図でございます。それから、下のほうの四角い囲みが処理場の施設ということで、まずは①の中継ポンプ施設につきましては、遠方監視装置をつけるものでございます。

それから、②処理場施設機械電気設備工事ということで、1か所の一部というのは、先ほどの処理場なのですが、曝気槽フロアの交換や遠方監視装置の交換をする予定でございます。

5、委託期間でございますが、契約の日から令和6年3月25日までということでございます。

それから、議案第30号をお願いしたいと思っております。39ページをお願いいたします。

3番、業務の目的といたしまして、名倉地区農業集落排水処理施設の老朽化に伴い、平成29年度に策定した最適整備構想に基づき、令和4年度から令和8年度の5か年で、耐用年数を超過した設備の更新を中心とした施設の改修事業を実施するもので。

4番目、業務概要でございますが、①中継ポンプ施設10か所ということで、40ページを見ていただきますと、分かりにくい概要図で申し訳ございませんが、赤い丸印の所がその10か所に該当する中継ポンプ施設ということで、下のほうの四角い所が処理場となっております。その中継ポンプ施設10か所の更新工事と、②処理場施設機械電気設備工事の一部ということで、こちらはポンプと曝気フロアなどの交換を予定しております。それから③積算参考資料作成業務を一式ということで。

5番目、委託期間でございますが、契約の日から令和6年3月25日までという予定でお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

議案第29号「委託契約の締結について」の質疑を行います。質疑はありますか。

6金田(敏) 今議長のほうから、1件ずつ質疑と言われましたが、関連がありますのでちょっとかぶってもよろしいでしょうか。

議長 説明してみてください。

6金田(敏) まず、35ページをお願いいたします。業務概要のところ、令和5年度県受託による実施事業のところ、(予定)とあります。その後、39ページのところも、同じように(予定)とあるのですが、業務委託で予定ということは、予定外もあるということですか。

生活課長 申し訳ございません、予定外はないものですから、(予定)を外していただきたいと思っております。

6金田(敏) もう1点お聞きします。39ページのところ……これは後でもいいのですけれども、関連がありますのでお願いします。

業務場所のところ、「北設楽郡設楽町西納庫ほか地内」とありますが、40ページの図面を見る限り、赤丸は全て西納庫だと思われそうですが、「ほか」とは、どこのことをいうのですか。

生活課長 こちらも、申し訳ございません。今回は西納庫地内ということなのですが、全体を見ていただくと名倉全域に渡っておりますので、「ほか」という言葉を入れさせていただいておりますが、今回の工事につきましては西納庫地内が対象でございます。すみません。

6金田(敏) 業務委託でこれは契約をしているわけですね。だとすると、これは契約を変えなければいけないのですけれども、そういうお考えなのか。

生活課長 「ほか」が該当ないという場合もありますので、このまま契約はいきたいと思っております。

6金田(敏) ですから、業務の名前だとか業務場所等で契約書がずれてきますので、これは契約書が違うのではないのですかというのですけど、このままいくのですか。

生活課長 すみません。契約書を訂正して正しいものに直していきたいと思っております。

以上です。

議長 ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

生活課長 すみません、度々発言が変わりまして申し訳ありませんが、③に資料作成業務もございますので、その部分は「ほか」とみなして、そのままいきたいと思います。

以上でございます。

議長 ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 29 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 30 号「委託契約の締結について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 30 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

議長 これで、本日の日程は、全て終了しました。

私事ではありますが、2年間議長として議員の皆様にお支えいただき、無事職務を遂行できましたことに御礼と感謝を申し上げます。ありがとう

ございました。

[拍手]

議長 これで、会議を閉じます。

令和5年第1回設楽町議会臨時会の閉会を宣言いたします。ありがとうございました。

閉会 午前10時36分